

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処
会計科長 土 橋 祐 一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2MFR1KK00020	2MFX1AB0008 0001						
品名 または 件名							
日高庁舎空気調和装置電源改修工事							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
日高分屯地				日高弾薬支処総務科			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
営繕班 矢萩 (内線 2 1 5)				令和4年9月30日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がA、B、C等級であること

防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

日高弾薬支処 会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和4年6月30日 (木) 9時00分 陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処会計科

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ウ 2項「競争参加資格」の格付を有する者で、北海道防衛局又は北海道地域に競争参加を希望していること。

エ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 「入札及び契約心得」を厳守している者

カ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金

免除。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とし、落札者が契約を履行しない場合の違約金として取扱うこととする。

(3) 入札書の内訳書

入札書には内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

(4) 入札の無効

ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札

- イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名、押印が判別し難い入札
 - エ 入札時間に遅れた者の入札
 - オ FAX、電信、電話、電報、メールによる入札
 - カ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
 - キ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合
 - ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があって当該入札書の内訳であると認められない場合
- (5) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 契約書の作成
落札者は落札決定後、遅延なく陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (7) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 落札決定にあつては、入札書に記載された当該金額10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札に参加する者は、入札前日までに資格審査結果通知書写をFAXで提出すること。
- (9) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (10) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は、令和4年7月7日（木）13時10分に執行する。
- (11) 郵便入札
ア 郵便入札による入札を行う場合、封筒に「（入札件名）入札書在中」と記載し、資格審査結果通知書写を同封し、書留郵便等にて令和4年6月29日（水）17時00分までに、陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科へ必着させること。この際、下記担当者に到着の確認をすること。
イ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、令和4年7月6日（水）17時00分までに陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科へ必着させること。この際、下記担当者に到着の確認をすること。
- (12) 仕様書に記載されている使用材料以外の仕様で入札参加する場合は、陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処総務科営繕（担当 矢萩）に令和4年6月29日（水）12時00分までに通知し、同等品の承認を得るものとする。
- (13) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札を推奨する。
- (14) 入札及び仕様書に関する事項の問合せ先
ア 入札に関する事項
〒079-2314
沙流郡日高町字千栄75
陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処会計科 担当 土橋
TEL 01457-6-2241 内線345
FAX 01457-6-2241 内線348
イ 仕様書に関する事項
〒079-2314
沙流郡日高町字千栄75
陸上自衛隊日高分屯地日高弾薬支処総務科営繕 担当 矢萩
TEL 01457-6-2241 内線216
FAX 01457-6-2241 内線217
- (15) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所：日高分屯地、島松駐屯地、北海道補給処ホームページ及び日高町役場
イ 掲示期間：令和4年6月17日（金）～令和4年6月30日（木）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「再生手続」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会計法第2条4号及び会計法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じにする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次にア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会計更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選出された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺する等 (1) 又は (2) に掲げる場合と動視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

特記仕様書

1 工事概要

- 1 工事名 : 日高庁舎空調和装置電源改修工事
- 2 工事場所 : 北海道沙流郡日高町字千栄75番地 陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処
- 3 工事概要 : 柱上変圧器から電源を取り、庁舎屋側電線管配線により、開閉器箱取付及び接地工事を行う。



2 工事仕様

図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」を適用する。

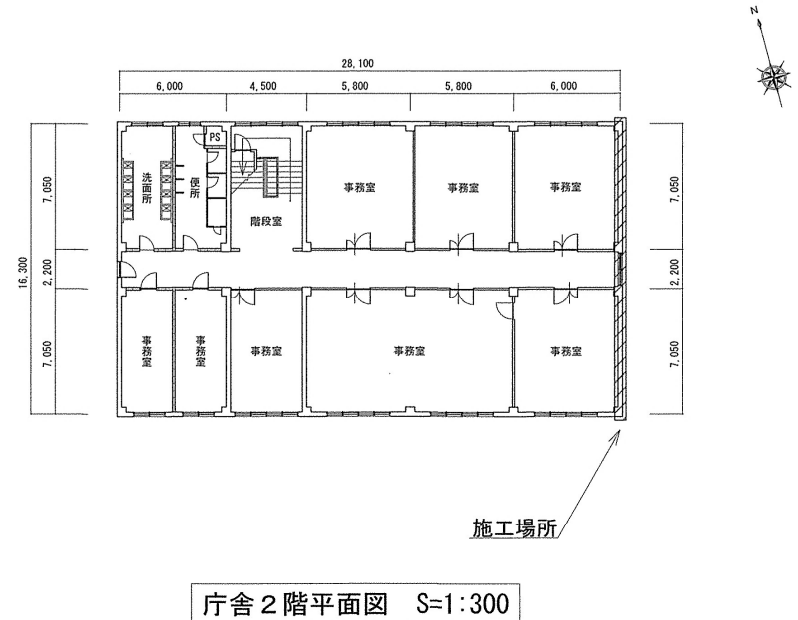
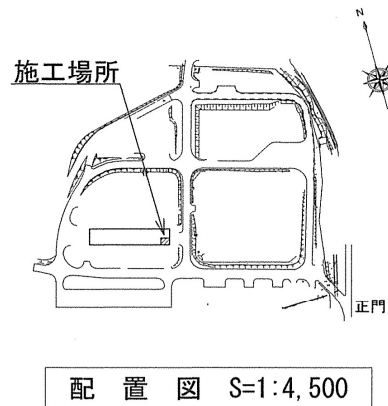
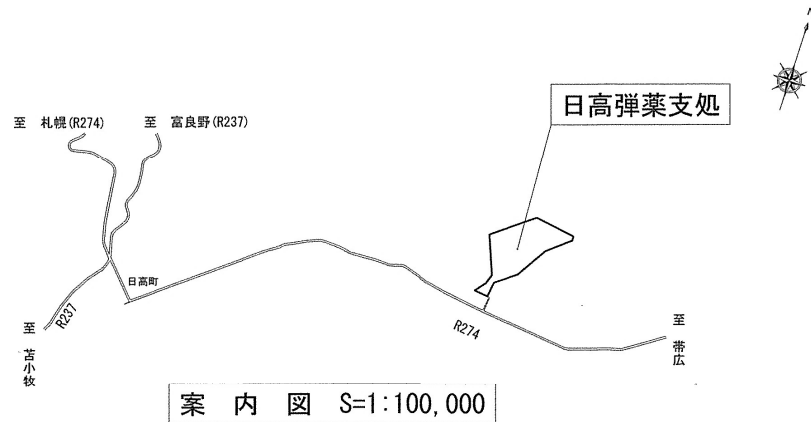
章	項	目	特記事項
	2	災害の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努めるものとする。
	3	電気及び水道	工事に必要な電気及び水は、請負者の負担とする。
	4	後片付け	工事の完成に際しては、当該工事に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行う。
	5	発生材の処理等	<ul style="list-style-type: none"> 1 発生材の抑制、再利用及び再生資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。 2 工事の施工により生じた発生材のうち、金属類についてはその種類ごと監督官の指示する場所に整理、集積のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。 3 2以外のものは、すべて構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストの写しを監督官に提出する。
	4	機器及び材料	<ul style="list-style-type: none"> 1 機材の品質等 1 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質、性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、この限りではない。 2 材料の検査等 2 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督官に提出する。 現場に搬入した材料は、搬入ごとに監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
	5	監督	監督官は、図面及び本仕様書のとおり施工されるよう監督する。
	6	検査	検査官は、工事完了後、図面及び本仕様書に基づき請負者立会いの上検査を実施する。
	7	補償	工事完成後1年以内に発生した機能不備等について、請負者の責に帰すべき理由による場合は、請負者の負担により修復するものとする。

章	項	目	特記事項												
1 一般 共通 事項	1	総則													
		1 適用	図面及び本特記仕様書は、日高庁舎空調和装置電源改修工事に適用する。												
		2 官公署その他への届出手続き	工事の着工、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うものとし、届出内容については、あらかじめ監督官に報告する。												
		3 書類の書式等	<ul style="list-style-type: none"> 1 本工事に必要な書類及び提出する場合の書式（提出部数を含む）は、別に定めがある場合を除き監督官の指示により作成し、遅滞無く提出する。 2 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従ってこれを行うとともに、作成したものの写しを監督官に提出する。 												
		4 設計図書等の取扱い	設計図書及び工事関係図書を、工事施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。												
		5 疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によるのが困難又は不都合が生じた場合は、監督官と協議する。												
		6 軽微な変更	協議を行った結果、軽微なものについては契約金額の変更はしない。												
		7 関係法令等の遵守	工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、工事の円滑な進行を図る。												
2	2	工事関係図書													
		1 実施工程表	工事の着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督官の承認を受けるものとする。												
3	3	2 工事写真	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td rowspan="3">L判程度とする</td> <td>監督官の指示する箇所</td> <td rowspan="3">各1部</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>工事隠蔽箇所</td> </tr> <tr> <td>完成後</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2版）」を参考に撮影し、整理する。</p>	分類	規格	撮影箇所	提出部数	着工前	L判程度とする	監督官の指示する箇所	各1部	工事中	工事隠蔽箇所	完成後	
		分類	規格	撮影箇所	提出部数										
着工前	L判程度とする	監督官の指示する箇所	各1部												
工事中		工事隠蔽箇所													
完成後															
3	3	工事現場管理													
		1 施工中の安全確保及び環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 1 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従って行う。 2 施工中の安全確保に関しては、関係指針を参考に、常に工事現場の安全に留意し、現場管理を行い施工に伴う災害及び事故防止に努める。 3 工事現場管理に際しては、部隊の諸規則に従うと共に、工事関係場所以外への立ち入りはしない。 												

工事関係者以外不許複製

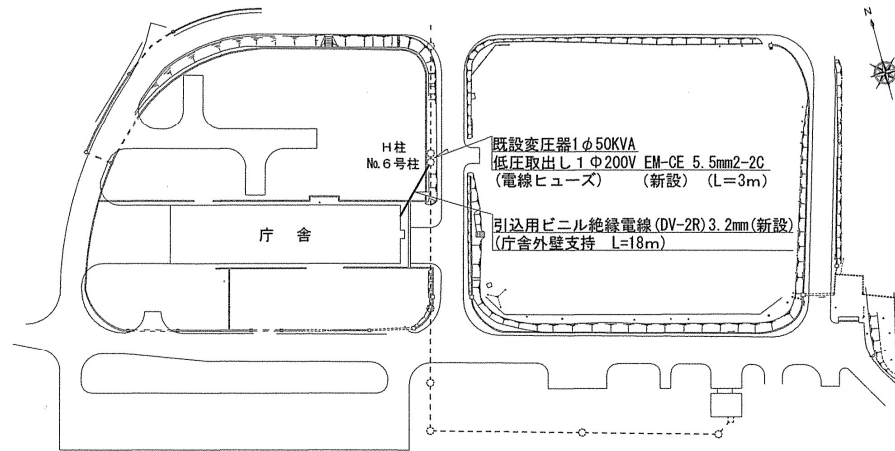
工事図面	日高庁舎空調和装置電源改修工事	図面番号	1/3
図面名称	特記仕様書	縮 尺	
支 処 長	総務科長 営繕係長 電気係	設計・製図	
			
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処		令和 4 年 6 月 16 日	

章 節	項 目	特 記 事 項												
2 電 氣 設 備 工 事	1 施 工	施工は、第1種電気工事士の資格を有する者とする。												
	2 塗装工事	塗装箇所の塗料の種類及び塗り回数は、下表による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">塗装箇所</th> <th rowspan="2">塗料の種類</th> <th rowspan="2">塗り回数</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>機材</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線管</td> <td>露 出</td> <td>調合ペイント</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数	備 考	機材	状態	電線管	露 出	調合ペイント	2	
	塗装箇所		塗料の種類	塗り回数				備 考						
	機材	状態												
電線管	露 出	調合ペイント	2											
3 測 定	配線完了後、絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定を行い、測定結果書を監督官に提出する。													
4 停電作業	1 変圧器二次側の低圧ケーブル接続は、停電作業とし、監督官と日時について調整の上、停電計画書を作成し、提出する。 2 停電は土曜日又は日曜日とし、停電時間は2時間とする。													

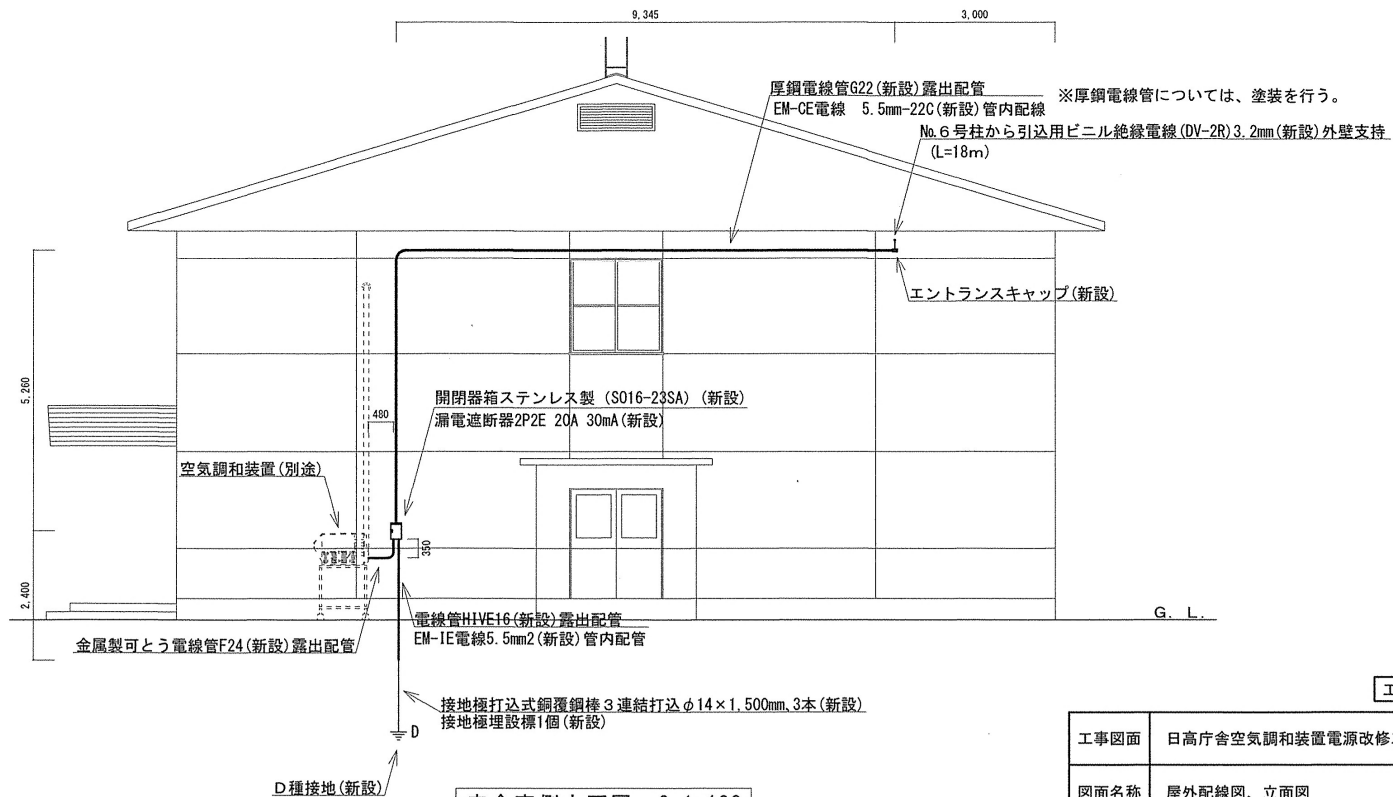


工事関係者以外不許複製

工事図面	日高庁舎空調和装置電源改修工事	図面番号	2 / 3
図面名称	特記仕様書、案内図、配置図、平面図	縮 尺	
		図 示	
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処		令和 4 年 6 月 16 日	



屋外電気配線図 S=1:1,500



庁舎東側立面図 S=1:100

工事関係者以外不許複製

工事図面	日高庁舎空調和装置電源改修工事	図面番号	3 / 3
図面名称	屋外配線図、立面図	縮尺	
		図示	
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処		令和 4 年 6 月 16 日	